

## 第7回吹田市公立保育所のあり方懇談会 議事要旨

開催日時：平成24年12月3日（月） 15：00～16：25

開催場所：吹田市役所中層棟4階 第4委員会室

出席者：《委員》

安藤座長、石田副座長、峯本委員、粉川委員、高委員、武内委員、立川委員、  
長谷川委員、水木委員

《事務局》

赤松こども部長、増山こども部次長、北野こども育成室長、  
西村こども育成室保育課長、笹川こども育成室参事、山本南保育園長、  
荒木のびのび子育てプラザ主幹

傍聴者：5人（傍聴希望者6人による抽選を行い5人に決定、抽選に外れた1人については、  
懇談会委員の了解を得て別室にて音声のみの傍聴を実施）

次第：

開会

議題

1 報告書（案）作成の意見交換

2 その他

閉会

議事要旨：

**報告書（案）作成に向けた意見交換の説明と報告書作成主体の確認について説明**

《事務局》 ※説明する。

※報告書作成主体を本懇談会事務局とすることについて、委員一同異議なし。

**議題1 報告書（案）作成の意見交換**

《事務局》 ※資料について説明する。

【1 はじめに】

※意見なし

【2 公立保育所が担うべき役割】

《A委員》 p.5の第2段落、「民営化園において確保が～～公立保育所において行う必要がある」について、私立保育所は確保が難しいのではなく、財政問題があつて確保が難しいのである。財政措置があれば私立保育所でも当然行えることだと考えている。

《座長》 そういう視点を含めて書き込んでいただけか。

《事務局》 公立保育所で行う必要があるだけでなく、私立保育所でも財政措置がされれば実施できるという旨を書き加える。

《A委員》 私立と同様に公立も財政措置があることが背景にある訳なので、その点は誤解が

ないようにしていただきたい。

《B委員》 誤字・脱字の指摘。p. 4の第3段落・下から2行目、「保護者の精神的負担の権限や」は「負担の軽減や」の誤り。p. 5の第3段落・文末「図るべきでる」は「図るべきである」の誤り。

《C委員》 p. 5の第4段落・第2文。文頭に「公立保育所は、」とあって、文末に「今後公立保育所には」と出てくる。主語が2回出てくるので、後者を削除してはどうか。

p. 4の第1段落・文末。「残る13園については～～期待される役割の整理が必要である」について、「整理」という言葉が引っかかる。「再確認」という意味合いにとれる。期待されるというより現に担っていることなので、「だから公立保育所としては重要である」という意味合いで書いていただきたい。

p. 4の第4段落。先程のA委員のご指摘に合わせるならば、「常時必要な専門職を確保しておくことが財政的に難しい」とすべきではないか。

《D委員》 p. 5の第2段落。「民営化に伴ってその保育枠の減少が」とあるが、「その保育枠」とは「特別な保育枠」のような、なにかわかりやすい文言のほうがよいのではないか。

今の時代状況からすると、民営化によって保育枠が減少するのは避けなければならないと思う。「減少が懸念される」は「減少が生じないようにする施策が必要だ」というような表現が必要ではないか。現実には地域性がすごく重要である。特別な保育枠を必要とする子どもがいる地域とは全然違う地域に保育枠の空きがあつたとしても、現実には利用が不可能である。よって、このことは民営化の条件に一定含めないといけないうだろうし、既存の私立保育所に対して協力を求める手当てが必要ではないかと思う。減少が懸念されるから残った公立保育所で対応するという表現だけでは、おそらくニーズには応えられない。私のイメージとしては、民営化の条件として提示し、民営化園において保育枠を確保していただかないといけないう。または、一定の財政措置を講じることによって既存の私立保育所の協力を得るといふことをやっていただかないといけないう。その意味合いを盛り込んでいただきたい。

### 【3 保育所入所待機児童対策】

《E委員》 p. 6の第2段落。「保育所を作れば作るほど潜在的な保育ニーズを喚起し」とある。そうかも知れないが、保育ニーズは保育所を建てるから生じるのではなく、働かないといけないうから保育所が必要という生活の苦しさを反映したものではないか。この表現には賛同しかねる。

《C委員》 たとえば待機児童が100人いて、100人定員の保育所を新設しても、これとは別に新たに100人のニーズが出てくるのが現実である。

《E委員》 それは一定解消するものではないのか。

《A委員》 子ども・子育て関連3法のなかで、平成27年度からは保育所には今までの「認可」だけでなく、「認可」と「確認」を行う側面がある。また、認定こども園に移行する部分と保育所として運営される部分とに分かれてくる。

ここで書かれている保育所だけを作ってもだめだという視点は、おそらく、子ども・子育て関連3法のなかで新しい保育所の参入も見込まれるが、吹田市としては積極的に保育所だけの誘致はしないということだと考えている。だから、保育所だけで考えると行き詰まるおそれがあるということだと思ふが、平成27年度からは新たな認定こども園・幼保一体化が導

入されるので、その枠組みのなかで考えていけばよいことだと理解している。

《F委員》 この部分は、公立保育所の今後のあり方という点ではある意味漠然としており、難しい部分であり、将来大きく変わっていかうとしている部分である。幼稚園、保育所、認定こども園それぞれがどうなっていくのかを考えないといけないが、なかなか見通せないし、この場では深く立ち込んだ議論はできなかった。幼稚園の検討会議では幼保一体化に向けた具体的なお話もされているが、本懇談会ではそこまで踏み込んだ話ができている矛盾を感じている。表現の仕方も漠然としたものになってしまったのは残念である。今後具体的にやっていく過程では開かれた議論が必要ではないか。

《A委員》 p.6の第5段落・最終文の「こうした新しい枠組みも～～検討する必要がある」と、p.7の第4段落・第2文「保育のプロジェクトチームをつくり、～～考えていく必要がある」について、このなかには、当然子ども・子育て関連3法の地方版の子ども・子育て会議の創設が吹田市にとって期待されていることである。子ども・子育て会議の創設も検討していただきたい。

《F委員》 子ども・子育て関連3法のなかで決められていることであり、努力義務とは言え、吹田市にやっていただけるものと思っている。

《A委員》 その点も書いていただきたい。

《B委員》 p.6の第2段落・冒頭。潜在的ニーズを喚起しているのが現状であるのは事実だが、だから保育所だけで対策を考えていると行き詰まる、というのはつながらないのではないか。保育所だけで考えていると行き詰まるのは待機児童が増えているからだけでなく、子ども・子育て関連3法が動いているからこそ保育所だけではだめなのだと思う。この文の表現としては、「保育所を作れば作るほど～～現状となっている」ぐらいで切ってしまうのがよいのではないか。

《D委員》 「保育所を作れば作るほど保育ニーズを喚起し～～」から読み取れるメッセージは、1つには、保育所を増やすのはよくない・必要ないということがある。

もう1つは、量的・質的確保のために考えられる工夫を、子ども・子育て関連3法によってシステムが変わることに対応して行うことが必要だということがある。現状の表現では趣旨が狭すぎるので、2つの側面を踏まえた表現を考える必要がある。

《A委員》 p.6の第2段落・上から1行目。「待機児童が増えるのが現状となっており」とあるが、現状認識として、吹田市の待機児童は去年・今年と減っていることを書いていただきたい。もしくは、文言を替えていただくほうが現状認識になると思う。現状は、定員を増やしても待機児童が「増えている」ではなく「存在している」という表現が正しい現状認識だと思う。

《E委員》 p.7の第1段落。「既存施設の活用や模様替え」とあるが、保育所は定員を増やすにしても「模様替え」という表現では立ち行かない。軽い言葉だと思った。

p.7の第6段落については、具体的にはどんなことがあるのか教えていただきたい。

《事務局》 大規模開発の際には、これまで、開発業者に対して小学校施設の土地を確保していただくことを依頼しているが、保育所施設についてはそこまで具体的でない。新たに住まわれる方の人数・属性に鑑み、土地を提供していただければ吹田市としてもその土地を活用することが可能であり、そういう調整を大規模開発においては行っている。

#### 【4 地域子育て支援事業】

《C委員》 p.8の「今後のあり方・方向性」の第4段落。実際には保育士の人数は公立でも足りておらず、民営化されたとしても誰かの首を切るとか配置転換をすることは現状ではない。今後、すべての園を民営化するのなら別だが、5園程度の民営化計画のなかでは職員補充はまったくない。

《E委員》 必要のない文章かも知れないし、書かなくてもよいのではないか。

《C委員》 実際の保育士の人数の10倍が保育士免許を持っている現状があり、いかにしてそれらの人が働ける魅力ある業界にするか。それは吹田だけで考えても仕方がないが、そういう発信基地的な要素が吹田にあればよいと思う。

《座長》 公立保育所を残しておく必要があるというのが主眼である。趣旨をそこに揃えればよい。

《C委員》 この文言だけをみると、民営化されても子育てという観点では困らないというところをえ方をされかねない。

《A委員》 p.8の「今後のあり方・方向性」の第5段落。「保育士の資質を高める」ではなく、「吹田市の保育行政・子育て行政」ではないか。保育士という一職員の視点に立って書かれているのはいかがなものか。

《C委員》 同じ段落で、「本市の子育て全体を考えた場合には公立保育所を残しておく必要があるのではないか」の「残しておく」を消してはどうか。今から「残す」ことを宣告する意味合いになるので、「公立保育所が必要ではないか」くらいでどうか。

《D委員》 公立保育所をなくしていく方向性があることを前提としているように聞こえてしまう。公立保育所の役割が重要だ・必要だと書いておくほうが、この場での議論を前提とした表現としてはよいのではないか。

具体的な方策は議論できていないが、今の保育所が果たしている子育て支援機能は非常に重要なものであり、それを後退させない・機能を拡充するというのが共通認識だと思う。地域担当保育士の削減が市の方針として決まっているが、現状を前提とすれば、その機能が低下しないように、むしろ拡充しないといけないという方向性がこの場では確認されているので、書いておいていただきたい。

《A委員》 公立保育所が地域子育て支援事業をやっている、ということではなく、公立保育所の場所を借りて吹田市の子育て支援行政をやっているということである。たとえば、民間園に市の保育士を子育て支援担当として派遣していただければ民間園でも十分に対応できるものであり、公立保育所を残す理由になり得ないし、「重要な位置を占めている」という表現にとどめるものだと思う。「公立保育所は、保育や地域子育て支援事業を通じて～～高めることにつながっている」については、子育て支援の「地域拠点」「地域戦略」としての公立保育所とらえれば問題ないが、公立保育所で行っているから地域子育て支援が充実できるというのは少し違うと思う。批判を承知で極論をするならば、公立園がゼロになっても、民間園に子育て支援のための市の保育士が派遣されれば吹田市としての子育て支援行政ができるということである。民間園が地域的に偏在しているために地域拠点として公立園が活用されているということだと思うので、公立園がなければ地域での子育て支援ができないということではないと思う。

《B委員》 p.8の「今後のあり方・方向性」の第1段落。「～～その初めに思い浮かぶのが保

育所である」とあるが、その認識は人によって若干違う。保育所以外を思い浮かべる人もいるので、「保育所が重要な役割を果たしている」くらいの表現でどうか。

#### 【5 保育所施設・設備の整備】

《A委員》 p.9の「今後のあり方・方向性」の第4段落。「民営化される園の改修は民営化時に行うべきである」とあるが、これはどの主体が担うのか。

《事務局》 これまでの議論のなかで、民営化されればその受託法人において国の補助金の活用が可能だをご説明した。ただ、民営化時に行うことが必ずしも絶対条件ではないので、「民営化時に実施することも可能だ」「補助金の活用も可能だ」といった表現も考えられる。

《C委員》 「行うのが望ましい」という表現になるのか。

《事務局》 老朽化しているものを改修するのであれば、民間でやっていただくほうが補助金を使いやすいということである。

《E委員》 吹田市の行政の基本的な考え方に問題があるのではないかと。現状でも危険性がある子どもの施設・学校に対して財政が優先されるべきだと私は思っている。いつまでも改修されず、このまま手をこまねいていいのかと心配になる。私は無駄なことに使われているお金があると認識しているので、子どもたちの施設は優先して早く工事をすべきである。これは参考意見であるが。

《事務局》 耐震化は基本的に年次計画がある。耐震診断はあと6園残っており、来年度から2園ずつで平成27年度に終わり、工事が必要であれば平成29年度に終わるよう進めている。

《C委員》 p.9の「今後のあり方・方向性」の第2段落。「平屋建てだから耐震化は法律的に対象外であるというとらえ方ではなく」とおり、北千里保育園と山田保育園についても耐震の建築基準を満たしているかどうかではなく、老朽化への対応という視点で取り組んでいただきたい。

《A委員》 公立のままだと市の予算で改築する方法を採らざるを得ない。一方で、民営化するとさまざまな補助や今後見込まれる認定こども園の単価も含めて改修の「見込み」があるということではないか。そのことも書いていただくと有り難い。

#### 【6 その他 (1)民営化のあり方】

《E委員》 p.10の「現状認識」の第3段落。「現在公立保育所で提供されている保育内容やその質が低下するおそれがある」という表現はやめたほうがよい。質が低下するのではなく、条件が整備されれば民間でも公立と同様に保育が行われるのであり、民間では現状でも行っておられることである。質が低下するという言葉が公に出るのはよくないことであり、改めていただきたい。

《F委員》 全く同感である。そうであってはいけないのであり、この表現ではそのことを認めているように取られかねない。そうしないための条件整備を行わないといけない。

《A委員》 「保育内容やその質が変化する」というような表現になるのではないかと。何ををもって「低下する」と言うのか。この表現だと、民間園は公立に比べて質が低いということになるので、いかがなものかと思う。

p.10の「今後のあり方・方向性」の第1段落。「保育の実質的なメニューの減少・低下の懸念がある」とあるが、これはあってはならないと思っている。移管条件はこの場で言うこと

ではないが、先程の要保護児童の問題も含め、メニューの減少・低下はあるべきではないと思っている。

ここには書かれていないことだが、平成27年度から新しい認定こども園制度に移行していくことになっている。一方で、吹田市では平成28年度以降に民営化が進むことを考えると、民営化された保育所は保育所のままという選択をし続けたいのか、法人の意思によって認定こども園に移行する選択もあり得るのか、議論していただく必要があると思うのだが。

《F委員》 国で議論が進んでいるなかで、当然そういうあり方も含まれると思う。今の国の議論だと認定こども園になっていく流れなので、認定こども園への移行も選択肢に含めて民営化という考え方だったのだが。

《事務局》 どれだけ制限するかは移管条件の話になる。

《A委員》 新しい認定こども園制度は平成27年度からで、吹田市の民営化よりも1年早い。ずっと保育所のまま続けるのか、一定の年月を経たのちに認定こども園に切り替えていくかは法人の判断だろうが、そのことを吹田市としてどう考えているのかをお聞きしたかった。

《事務局》 児童や保護者への影響があるので、ある程度影響がない絵が描けるのであればそれも可能かと思う。認定こども園化してから移管することもあるだろうし、一旦民営化し、一定の年数を経てから認定こども園に移行することもあるだろうが、具体的な議論には至っていない。

《C委員》 移管条件の話であり、議論として時期尚早ではないか。

《A委員》 詳細を盛り込む必要はないが、子ども・子育て関連3法のことは報告書（案）の他の章では書いており、民営化と民営化園の認定こども園への移行についても「今後議論する必要がある」ということは書いておかないといけないのではないか。

《C委員》 子ども・子育て関連3法のことは、その情勢に触れている程度で会議の議論にそれほど出なかったように思う。認定こども園の議論は、幼稚園のあり方の議論とのなかで行うことではないのだろうか。

《座長》 タイミングがよかったかどうかは悩むところだが、平成25年度から子ども・子育て会議が創設され、市町村もその流れに沿うことになるのでこういう表現にならざるを得ないのだが、どこかに新制度への橋渡し・導入的な話をしておく必要はあると思う。省令や告示ははっきりみえてこないものでどうなるかはわからないし、私立保育所もどちらへ移ればよいかもわからない。さらに、学童保育がどう絡むのかもあるのだが、そこまで入り込むと議論が成り立ちにくいので、導入的なことだけ書いておかれてはどうか。

《C委員》 p.10の「今後のあり方・方向性」の第5段落・文末。「～～私立保育所全体の底上げに使ってもらいたい」は「使うべきである」という表現にしていきたい。

《B委員》 p.10の「現状認識」の第1段落・上から2行目に「5園を計画的に民営化する」とある。一方で、p.4の第1段落には「5園程度を計画的に民営化する」とある。どちらが正しいのか。

《事務局》 市のアウトソーシング推進計画の文言では「5園程度」である。

## 【6 その他 (3)保育士配置基準】

《B委員》 p.11の「現状認識」の第2段落。「保育士の配置基準は、『配置の最低基準』～～」

の「配置の最低基準」という言葉が一般的でないように思うのだが。基準は同じだということをお願いのだろうか。

《E委員》 保育士の配置基準が変わることと、公立と私立との配置基準の差は労働基準だと書かれていることについて、「労働基準」だから民間では配置基準が下がっても仕方ないと思っておられるのは、子どもの視点からは同等の基準であるべきで、納得がいかない。

《C委員》 それは、現状はそうなっているという指摘である。その指摘に対しては、p. 11の最下段に「公立も私立も同じ条件であるべきである」という意見が書かれている。

配置基準の今後の流れとして、吹田市の公立保育所では3歳児は13：1から20：1になろうとしている一方で、国では15：1にするという話も出てきている。速やかに国基準に戻すということもあるのではないかと個人的には思う。

《A委員》 15：1というのは噂の段階に過ぎない。人員の処遇改善を高めていくと言われており、私たちはそうになってほしいと思っているが、施策として出ているものではない。

《E委員》 保育の歴史のなかで配置基準をよくしてきたのに、また大変な保育に逆戻りさせていくような必要はあるのか。すごく疑問に思う。子どもたちはよい保育を受ける権利があると思うので、こんなことを考えなくてもよいのではないかと思う。民間も公立も保育士は大変な状況にあるので、現場の先生方の声を聞いていただきたい。

《B委員》 そのあたりのことを踏まえたのがp. 12の「(3)保育士配置基準」の「今後のあり方・方向性」の意見であり、この表現でよいのではないかと。

《F委員》 保育士の不足が切実な問題であり、幼稚園でも同様に先生が不足している。処遇改善により「保育士が安心して働ける財源を確保してもらうことが、保育をしっかりとものにしていくことにつながる」とある。国が予算をとることは大事だが、国の対策に受け身であるだけでなく、保育士をどう確保するか、処遇をどうするのか、吹田市の保育として切実な問題であると認識していただく必要があると思う。

《座長》 単に足りないという議論だけではどうしようもない。保育士養成校4年制も含めてあちらこちらにできているのに保育士が足りないからだが、保育士を養成しても労働条件が厳しいことによって保育士が足りない状況が悪循環によって生み出されている。

《事務局》 p. 12の「(3)保育士配置基準」の「今後のあり方・方向性」の第2段落の文中、「子ども・子育て関連3法において0.7兆円を処遇改善に充てる」とあるが、正確には、保育量確保のために4,000億円、処遇改善のために3,000億円であり、この部分の記載は0.3兆円と書いたほうが正しいので訂正する。

#### 【6 その他 (4) 幼保の連携について】

《F委員》 今回は深く議論ができなかったが、幼稚園と保育所の一体化を考えると、幼稚園の話と保育所の話とがリンクせず、平行して進められているのは大変気にしているところである。そんなことはあってはならないし、幼稚園と保育所の担当部署が別々になっているのは今の時代に合わない。就学前の教育・保育を一体的にみるのが吹田市の組織として必要ではないか。他市では先駆けてやっているところもあるので、そういう組織作りに努めていただきたい。

《座長》 本日の意見についても報告書に反映していただきたい。

《事務局》 前回の会議資料の公開にあたり、報告書（案）の中身が十分に練られていないということで目次以外を非公開にしたが、本日の資料p. 3以降の公開について、今回はどうすべきか。

《B委員》 基本的には前回と同じ扱いでどうか。最終のものだけが公表されるというかたちがよいのではないか。

※委員一同、異議なし

## 議題2 その他

《事務局》 報告書（案）を修正後、各委員に内容を確認していただくとともに、座長に最終確認をしていただいたのち、事務局において報告書を作成したい。報告書は市民に公表するとともに、就学前の子どもの将来ビジョンの策定やさまざまな子育て施策の運営・検討などにおいて貴重なご意見として活用する。

※赤松こども部長より閉会の挨拶

以上